



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 6 月 22 日 (月曜日) 第 116 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○民有林の保安林の指定予定 (3件) …………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始…………… (“) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 2	
○土砂災害警戒区域の指定 (3件) …………… (砂防課) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定 (3件) …………… (“) 4	
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (22件) …………… (農村整備課) 6	
公安委員会規則	
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 8	
選挙管理委員会告示	
○政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表…………… 9	

告 示

宮崎県告示第 503号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人明功会小山田眼科医院	都城市松元町 2 - 8	令和 2 年 6 月 1 日
カーブ油津薬局	日南市園田 2 丁目 2 - 1	令和 2 年 6 月 1 日
セイシユル薬局高鍋中央	児湯郡高鍋町大字上江 8123 番地 1	令和 2 年 6 月 1 日

宮崎県告示第 504号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字古家5557 - 2、5557 - 4、5559、5563、5587、5589
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 505号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字野地1192 - 96から1192 - 99まで
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字野地1192 - 96から1192 - 99まで (以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 506号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字西ノ八峽5775-199（次の図に示す部分に限る。）、5775-57、5775-147、5775-148、5775-198、5775-225、5775-227
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 507号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 22 日から同年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾平2547番13地先から同郡同村同大字大迫ノ尾羽根2392番1地先まで	旧	3.9～48.7	319.3
				新	9.3～55.4	319.3

宮崎県告示第 508号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 22 日から同年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立	令和 2 年 6 月 22 日

			1218番 222地先から同郡同村同大字同字1267番1地先まで
--	--	--	----------------------------------

宮崎県告示第 509号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 22 日から同年 7 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立1218番63地先から同郡同村同大字同字1302番 147地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

- 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占用の制限の開始の期日

令和 2 年 7 月 6 日

宮崎県告示第 510号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	河内馬場	42-1	地 滑 り
	田井本	42-2	地 滑 り
	尾野平川	11-441-1-042	土 石 流
	木ノ下川1	11-441-1-043	土 石 流
	木ノ下2	11-441-1-044	土 石 流

赤 迫 川	11- 441- 1 - 045	土 石 流	笹の原- 4	II - 1 - 7940	急傾斜地の崩壊
長 石 川	11- 441- 1 - 077	土 石 流	神 原 - 3	II - 1 - 7944	急傾斜地の崩壊
惣見川 2	11- 441- 1 - 079	土 石 流	本 村 - 2	II - 1 - 7945	急傾斜地の崩壊
鶴 川 1	11- 441- 1 - 080	土 石 流	笈の町- 1	II - 1 - 7946	急傾斜地の崩壊
鶴 川 2	11- 441- 1 - 081	土 石 流	葛 原	I - 1 - 1837	急傾斜地の崩壊
草 の 原	11- 441- 2 - 012	土 石 流	崎 ノ 尾	I - 1 - 3750	急傾斜地の崩壊
竹ノ下川	11- 441- 2 - 013	土 石 流	塩 市 - 1	II - 1 - 8101	急傾斜地の崩壊
河井ノ内川	11- 441- 1 - 086	土 石 流	塩 市 - 2	II - 1 - 8102	急傾斜地の崩壊
七 曲 川	11- 441- 2 - 006	土 石 流	木 ノ 下	II - 1 - 8034	急傾斜地の崩壊
笛 原	I - 1 - 1832	急傾斜地の崩壊	水 野 迫	II - 1 - 8036	急傾斜地の崩壊
柚木野平- 3	II - 1 - 8009	急傾斜地の崩壊	枳 平 - 1	II - 1 - 8037	急傾斜地の崩壊
鬼 切 畑	II - 1 - 8075	急傾斜地の崩壊	雲 井 都	II - 1 - 8039	急傾斜地の崩壊
持 原 平	II - 1 - 8096	急傾斜地の崩壊	八 幡 - 1	II - 1 - 8040	急傾斜地の崩壊
神 原 - 2	I - 1 - 3741	急傾斜地の崩壊	八 幡 - 2	II - 1 - 8041	急傾斜地の崩壊
牟 田 - 1	II - 1 - 7927	急傾斜地の崩壊	坂ノ下- 1	II - 1 - 8097	急傾斜地の崩壊
牟 田 - 2	II - 1 - 7928	急傾斜地の崩壊	坂ノ下- 2	II - 1 - 8098	急傾斜地の崩壊
牟 田 - 3	II - 1 - 7929	急傾斜地の崩壊	杉 尾 羽 根	II - 1 - 8099	急傾斜地の崩壊
牟 田 - 4	II - 1 - 7930	急傾斜地の崩壊	折 原	II - 1 - 8100	急傾斜地の崩壊
牟 田 - 5	II - 1 - 7931	急傾斜地の崩壊	土呂久- 2	II - 1 - 7975	急傾斜地の崩壊
牟 田 - 6	II - 1 - 7932	急傾斜地の崩壊	土呂久- 2 -新①	II - 1 - 7975-新①	急傾斜地の崩壊
下 畑	II - 1 - 7933	急傾斜地の崩壊	土呂久- 3	II - 1 - 7976	急傾斜地の崩壊
笹の原- 1	II - 1 - 7934	急傾斜地の崩壊	土呂久- 4	II - 1 - 7977	急傾斜地の崩壊
上 畑 - 1	II - 1 - 7935	急傾斜地の崩壊	竹 の 下	I - 1 - 1818	急傾斜地の崩壊
笹の原- 2	II - 1 - 7937	急傾斜地の崩壊	はしかみ谷	II - 1 - 8090	急傾斜地の崩壊
笹の原- 3	II - 1 - 7938	急傾斜地の崩壊	草ノ原- 2	II - 1 - 8092	急傾斜地の崩壊
神 原 - 1	II - 1 - 7939	急傾斜地の崩壊	草ノ原- 3	II - 1 - 8093	急傾斜地の崩壊
			草ノ原- 4	II - 1 - 8094	急傾斜地の崩壊

日ヶ暮	II-1-8095	急傾斜地の崩壊
米糸	II-1-7994	急傾斜地の崩壊
流尾	II-1-7995	急傾斜地の崩壊
永の内-5	II-I-8145	急傾斜地の崩壊
黒口南部	I-1-1823	急傾斜地の崩壊
四天寺平	II-1-8003	急傾斜地の崩壊
今山平	II-1-8004	急傾斜地の崩壊
藤尾平	II-1-8005	急傾斜地の崩壊
藤尾平-新①	II-1-8005-新①	急傾斜地の崩壊
上押方-新①	II-1-2259-新①	急傾斜地の崩壊
布平	I-1-1824	急傾斜地の崩壊
長崎	I-1-1831	急傾斜地の崩壊
中畑-1	II-1-8083	急傾斜地の崩壊
中畑-2	II-1-8084	急傾斜地の崩壊
竹浦-1	II-1-8085	急傾斜地の崩壊
竹浦-1-新①	II-1-8085-新①	急傾斜地の崩壊
東光寺	I-2-0092	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 511号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	長谷川	11-442-1-013	土石流

上戸川	11-442-2-051	土石流
神影上川	11-442-3-901	土石流
楠原川	11-442-1-029	土石流
上戸川	II-1-8212	急傾斜地の崩壊
大人	I-1-1950	急傾斜地の崩壊
仁田野	I-1-1951	急傾斜地の崩壊
大人-1	II-1-8283	急傾斜地の崩壊
大人-2	II-1-8284	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 512号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五ヶ瀬町	麦の崎	44-1	地滑り
	柿ノ尾	44-2	地滑り
	栗の谷	農44-1	地滑り
	貫原	I-1-2018	急傾斜地の崩壊
	広木野(2)	I-1-2278	急傾斜地の崩壊
	室野(3)	I-2-0102	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 513号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
高千穂町	尾野平川	11-441-1-042	土石流	上畑-1	II-1-7935	急傾斜地の崩壊
	木ノ下川1	11-441-1-043	土石流	笹の原-2	II-1-7937	急傾斜地の崩壊
	木ノ下2	11-441-1-044	土石流	笹の原-3	II-1-7938	急傾斜地の崩壊
	赤迫川	11-441-1-045	土石流	神原-1	II-1-7939	急傾斜地の崩壊
	長石川	11-441-1-077	土石流	笹の原-4	II-1-7940	急傾斜地の崩壊
	惣見川2	11-441-1-079	土石流	神原-3	II-1-7944	急傾斜地の崩壊
	鶴川2	11-441-1-081	土石流	本村-2	II-1-7945	急傾斜地の崩壊
	草の原	11-441-2-012	土石流	笈の町-1	II-1-7946	急傾斜地の崩壊
	竹ノ下川	11-441-2-013	土石流	葛原	I-1-1837	急傾斜地の崩壊
	河井ノ内川	11-441-1-086	土石流	崎ノ尾	I-1-3750	急傾斜地の崩壊
	七曲川	11-441-2-006	土石流	塩市-1	II-1-8101	急傾斜地の崩壊
	笛原	I-1-1832		塩市-2	II-1-8102	急傾斜地の崩壊
	柚木野平-3	II-1-8009		木ノ下	II-1-8034	急傾斜地の崩壊
	鬼切畑	II-1-8075		水野迫	II-1-8036	急傾斜地の崩壊
	持原平	II-1-8096		枳平-1	II-1-8037	急傾斜地の崩壊
	神原-2	I-1-3741		雲井都	II-1-8039	急傾斜地の崩壊
	牟田-1	II-1-7927		八幡-1	II-1-8040	急傾斜地の崩壊
	牟田-2	II-1-7928		八幡-2	II-1-8041	急傾斜地の崩壊
	牟田-3	II-1-7929		坂ノ下-1	II-1-8097	急傾斜地の崩壊
	牟田-4	II-1-7930		坂ノ下-2	II-1-8098	急傾斜地の崩壊
	牟田-5	II-1-7931		杉尾羽根	II-1-8099	急傾斜地の崩壊
	牟田-6	II-1-7932		折原	II-1-8100	急傾斜地の崩壊
	下畑	II-1-7933		土呂久-2	II-1-7975	急傾斜地の崩壊
	笹の原-1	II-1-7934		土呂久-2-新①	II-1-7975-新①	急傾斜地の崩壊
				土呂久-3	II-1-7976	急傾斜地の崩壊
				土呂久-4	II-1-7977	急傾斜地の崩壊
				竹の下	I-1-1818	急傾斜地の崩壊

宮崎県知事 河野俊嗣

はしかみ谷	II-1-8090	急傾斜地の崩壊
草ノ原-2	II-1-8092	急傾斜地の崩壊
草ノ原-3	II-1-8093	急傾斜地の崩壊
草ノ原-4	II-1-8094	急傾斜地の崩壊
日ヶ暮	II-1-8095	急傾斜地の崩壊
米糸	II-1-7994	急傾斜地の崩壊
流尾	II-1-7995	急傾斜地の崩壊
永の内-5	II-I-8145	急傾斜地の崩壊
黒口南部	I-1-1823	急傾斜地の崩壊
四天寺平	II-1-8003	急傾斜地の崩壊
今山平	II-1-8004	急傾斜地の崩壊
藤尾平	II-1-8005	急傾斜地の崩壊
藤尾平-新①	II-1-8005-新①	急傾斜地の崩壊
上押方-新①	II-1-2259-新①	急傾斜地の崩壊
布平	I-1-1824	急傾斜地の崩壊
長崎	I-1-1831	急傾斜地の崩壊
中畑-1	II-1-8083	急傾斜地の崩壊
中畑-2	II-1-8084	急傾斜地の崩壊
竹浦-1	II-1-8085	急傾斜地の崩壊
竹浦-1-新①	II-1-8085-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 514号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年6月22日

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	上戸川川	11-442-2-051	土石流
	楠原川	11-442-1-029	土石流
	上戸川	II-1-8212	急傾斜地の崩壊
	大人	I-1-1950	急傾斜地の崩壊
	仁田野	I-1-1951	急傾斜地の崩壊
	大人-1	II-1-8283	急傾斜地の崩壊
	大人-2	II-1-8284	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 515号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五ヶ瀬町	貫原	I-1-2018	急傾斜地の崩壊
	広木野(2)	I-1-2278	急傾斜地の崩壊
	室野(3)	I-2-0102	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、江原土地改良区（宮崎市）から令和2年4月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南田土地改良区（宮崎市）から令和2年4月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、佐土原町土地改良区 (宮崎市) から令和 2 年 4 月 13 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、中方土地改良区 (宮崎市) から令和 2 年 4 月 22 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、田野町北地区土地改良区 (宮崎市) から令和 2 年 5 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、田野町鹿村野地区土地改良区 (宮崎市) から令和 2 年 5 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、田野町西地区土地改良区 (宮崎市) から令和 2 年 5 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、田野町東地区土地改良区 (宮崎市) から令和 2 年 5 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、田野町元野地区土地改良区 (宮崎市) から令和 2 年 5 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、田野町八重地区土地改良区 (宮崎市) から令和 2 年 5 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、江田山崎土地改良区 (宮崎市) から令和 2 年 5 月 13 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、師々目土地改良区 (都城市) から令和 2 年 4 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、巢立土地改良区 (都城市) から令和 2 年 4 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、高木古田土地改良区 (都城市) から令和 2 年 4 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、森田土地改良区 (都城市) から令和 2 年 4 月 7 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、南俣土地改良区 (高原町) から令和 2 年 3 月 24 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、霧島狭野原土地改良区 (高原町) から令和 2 年 3 月 26 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、宇都土地改良区 (高原町) から令和 2 年 3 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、狭野土地改良区 (高原町) から令和 2 年 3 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第 2 項の規定により、湯之元土地改良区 (高原町) から令和 2 年 3 月 27 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、高原高千穂土地改良区（高原町）から令和 2 年 3 月 30 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）から令和 2 年 4 月 14 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 22 日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第 7 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和 35 年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後													
<p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第 10 条の 2 法第 57 条第 2 項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載して軽車両を運転してはならない。</p> <p>（1）乗車人員の制限は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>軽車両の種類</th> <th>人員（運転者を含む。）</th> </tr> <tr> <td>二輪又は三輪の自転車</td> <td> <p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 16 歳以上の運転者が、<u>幼児（6 歳未満の者をいう。以下同じ。）</u> 1 人を幼児用座席に乗車させているとき。</p> <p>イ 16 歳以上の運転者が、<u>幼児 2 人を幼児 2 人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び 2 の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）</u> の幼児用座席に乗車させているとき。</p> <p>ウ～カ [略]</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		軽車両の種類	人員（運転者を含む。）	二輪又は三輪の自転車	<p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 16 歳以上の運転者が、<u>幼児（6 歳未満の者をいう。以下同じ。）</u> 1 人を幼児用座席に乗車させているとき。</p> <p>イ 16 歳以上の運転者が、<u>幼児 2 人を幼児 2 人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び 2 の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）</u> の幼児用座席に乗車させているとき。</p> <p>ウ～カ [略]</p>	[略]	[略]	<p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第 10 条の 2 法第 57 条第 2 項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車させ、又は積載して軽車両を運転してはならない。</p> <p>（1）乗車人員の制限は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>軽車両の種類</th> <th>人員（運転者を含む。）</th> </tr> <tr> <td>二輪又は三輪の自転車</td> <td> <p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 16 歳以上の運転者が、<u>小学校就学の始期に達するまでの者 1 人を幼児用座席に乗車させているとき。</u></p> <p>イ 16 歳以上の運転者が、<u>小学校就学の始期に達するまでの者 2 人を幼児 2 人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び 2 の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）</u> の幼児用座席に乗車させているとき。</p> <p>ウ～カ [略]</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>		軽車両の種類	人員（運転者を含む。）	二輪又は三輪の自転車	<p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 16 歳以上の運転者が、<u>小学校就学の始期に達するまでの者 1 人を幼児用座席に乗車させているとき。</u></p> <p>イ 16 歳以上の運転者が、<u>小学校就学の始期に達するまでの者 2 人を幼児 2 人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び 2 の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）</u> の幼児用座席に乗車させているとき。</p> <p>ウ～カ [略]</p>	[略]	[略]
軽車両の種類	人員（運転者を含む。）														
二輪又は三輪の自転車	<p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 16 歳以上の運転者が、<u>幼児（6 歳未満の者をいう。以下同じ。）</u> 1 人を幼児用座席に乗車させているとき。</p> <p>イ 16 歳以上の運転者が、<u>幼児 2 人を幼児 2 人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び 2 の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）</u> の幼児用座席に乗車させているとき。</p> <p>ウ～カ [略]</p>														
[略]	[略]														
軽車両の種類	人員（運転者を含む。）														
二輪又は三輪の自転車	<p>運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 16 歳以上の運転者が、<u>小学校就学の始期に達するまでの者 1 人を幼児用座席に乗車させているとき。</u></p> <p>イ 16 歳以上の運転者が、<u>小学校就学の始期に達するまでの者 2 人を幼児 2 人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び 2 の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）</u> の幼児用座席に乗車させているとき。</p> <p>ウ～カ [略]</p>														
[略]	[略]														
<p>（2）～（4） [略]</p> <p>様式第 40 号（第 43 条関係）</p> <p style="text-align: right;">警察署用</p> <p style="text-align: center;">（1 枚目）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p style="text-align: right;">本部用</p> <p style="text-align: center;">（2 枚目表）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p style="text-align: center;">（2 枚目裏）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-bottom: 10px;">[略]</div>		<p>（2）～（4） [略]</p> <p>様式第 40 号（第 43 条関係）</p> <p style="text-align: right;">警察署用</p> <p style="text-align: center;">（1 枚目）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p style="text-align: right;">本部用</p> <p style="text-align: center;">（2 枚目表）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p style="text-align: center;">（2 枚目裏）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 30px; margin-bottom: 10px;">[略]</div>													

一 [略]
 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 イ～ニ [略]
 ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 へ [略]
 [略]

一 [略]
 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 イ～ニ [略]
 ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 へ [略]
 [略]

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第2項の規定により、令和2年4月1日以降における政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

令和2年6月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

政治資金規正法第17条第2項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
岩村道章後援会	岩 村 道 章	岩 村 道 章	高鍋町大字北高鍋3190-1 番地
吉玉誠後援会	山 口 孝 広	吉 玉 誠	延岡市浜町4821番地

--	--